

令和5年7月14日からの大雨被害に 便乗した悪質商法にご注意ください！

大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が発生するおそれがあります。

突然訪問してきた業者に契約を急かされても、その場では決めず、慎重に検討しましょう。

(例えば)

- 点検などを口実に訪問し、高額な修理等の契約を勧誘する。
- 「使えなくなった家財道具を回収してあげる」などと言って訪問し、トラックに積み込んだ後で高額な費用を請求する。
- 「災害による被害以外の箇所であっても保険で無料修理できる」と勧誘する。
- 行政機関の職員を名乗る者が家を訪問し、義援金を求める。



(消費者庁イラスト集より)

大雨の被害を受けた地域に、不審な業者が出没しているという情報が県に寄せられていますので、ご注意ください。

- 「行政機関からの依頼を受けて床下の消毒をしている」という業者が、被災した地域をまわっている。
- 不審な業者が、「災害廃棄物を回収する」などと言って被災した地域をまわっている。

困ったときは消費生活センター等にご相談ください。

●消費者ホットライン (最寄りの相談窓口につながります)
(局番なし) **1 8 8**

●秋田県生活センター **0 1 8 - 8 3 5 - 0 9 9 9**
(受付時間 平日9:00~17:00)